

○吉本議長 通告2番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 おはようございます。

13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

1番目は、子育て支援について、2番目は、防災について、質問させていただきます。

さて、岩出市もご多分に漏れず高齢化が進んでいますが、赤ちゃんの出生数は、和歌山市、田辺市に次いで3番目で、平成27年度は476人、平成28年度は502人が誕生しています。また、人口も、毎年、わずかながらではありますが、増加しています。岩出市に暮らし、安心して岩出市で子育てができることを願い、次のことについてお伺いいたします。

1番目、子育て支援についてです。

岩出市では、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見、乳幼児虐待予防など、妊婦出産期からの切れ目のない継続的な支援を行っているということですが、乳幼児の全戸訪問は、生後何カ月ごろから、いつぐらいまでに行われるのでしょうか。また、出生数に対して、どれぐらいの割合で訪問できていますか。訪問する中で、乳幼児に対する虐待がうかがわれるケースはどれぐらいありますか、お聞かせください。

次に、お母さんに対する支援についてです。

出産により女性の心身には大きな負担が生じます。特に、出産直後から1カ月間は、身体的な付加に加えて、急激なホルモンバランスの変化で精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親として育児がスタートするケースが多くなっています。

出産後の母親への支援は、いつごろ、どのようなことをなされていますか、お聞かせください。

次に、新生児の聴覚検査についてお伺いします。

1,000人に1人から2人の割合で先天性聴覚障害の赤ちゃんが生まれるという現状があります。これは他の先天性疾患より頻度が高いと言えます。聴覚障害は早期

に発見され、適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声・言語発達への影響が最小限に抑えられます。

このため聴覚障害の早期発見、早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の必要性を強く感じるところですが、岩出市の新生児聴覚スクリーニング検査の実施状況はどのようになっていますか。また、新生児聴覚スクリーニング検査を受ける場合の費用は、公費負担されるのでしょうか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 通告に従いまして、奥田議員ご質問の1番目、子育て支援の1点目について、まずお答えいたします。

新生児訪問に関しましては、おおむね4カ月をめどに訪問をすることとしております。なるべく直接、全ての家庭を訪問するというところで努めておりますが、出産直後、市外のほうへ里帰りされている方等がいらっしゃいますので、その方に関しましては、電話連絡等により状況把握については全て行わせていただいております。

それから、虐待の関係であります。平成28年度におきましては、新生児訪問時点で直ちに虐待と判断されるケースはありませんでした。一方では、母子健康手帳の申請に来られた方で、妊娠中及び出産後に問題が発生するリスクの高い方、例えば、10代の方、未婚の方、あるいは過去に虐待経験のある方々等を特に注意深く見守る必要がある特定妊婦として、妊娠中からも直接訪問し、面談するなどのケアを行っており、平成28年度では35名の対象者の方がいらっしゃいました。

次に、2点目であります。議員おっしゃられるように、生後4カ月までの早期乳幼児期、特に、育児への不安が大きいということから、この時期に助産師及び保健師が、先ほど申し上げたように、訪問し、健やかな発達のための母乳の与え方、保育管理、沐浴指導、それから産後の精神ケア等の助言や指導を行い、母親の不安の軽減に努めております。特に、産後鬱を発症した方につきましては、出産した医療機関と連携を図り、退院後すぐに保健師が訪問し、状況の確認や相談などを行っております。

また、継続して支援が必要な子供がいる家庭に対しましては、日常生活に関する相談や指導を継続することで、母親の不安軽減を図っております。さらには、生き生きと子育てができるよう支援する子育て教室も月2回行っております。また、子育て支援センターにおきましても、子育てに関する各種講習などを実施しており、

親子の交流の場として多くの方にご利用をいただいております。

次に、3点目ですが、聴覚障害であります。

聴覚障害は、早期に発見され、適切な対応が行われた場合には、障がいによる音声・言語発達等への影響が最小限に抑えられるということから、ほとんどの産科で、生後3日以内の新生児に対して聴覚検査を実施しているところです。

子育て支援、特に、乳幼児期における子育て支援に関しましては、母子保健事業全体のバランスを考えて進めていくこととしており、公費による補助制度の創設に関しましては、現在のところ考えておりません。

しかしながら、岩出市では、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育てしやすいまちを基本目標の1つとしており、今後とも近隣市の状況、国の動向等情報の収集に努め、総合的に子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1カ月間が最も大事な時期であり、さらには、産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防、早期発見などの役割も果たすと言われていています。したがって、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきています。出産後の母親が育児へのプレッシャーや不安などによって、精神的に不安定になる産後鬱は、新生児への虐待を招くおそれがあります。

ただいま4カ月をめぐりに全戸訪問されておりますが、先日、6月27日のNHKのニュース番組「おはよう日本」で、産後鬱のことが特集されていきました。国の調査では、出産から2週間後をピークにした1カ月というこの短い期間に、産後鬱のリスクが高まることがわかってきたとのことでした。

そして、いち早く産後鬱の早期発見に取り組んでいる世田谷区の取り組みが紹介されていきました。通常、産後1カ月で行われる健診を2週間後に設定し、赤ちゃんの健康状態だけでなく、母親の精神状態も確認しているとのことでした。

岩出市でも、産後の初期段階、2週間や1カ月などの時期に産婦健診を行い、母体の回復や授乳の状況、精神状態を把握して、適切な対応を行うことが重要と考えます。

国では、1つ、産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握を実施すること、2つ、産婦健康診査の結果が健診実施機関から市

区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること、3つ、産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業、産婦の心身の不調や産後鬱を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポートを行う、このようなことを実施すること、以上の3点を要件として、産婦健康診査2回分にかかる費用について助成する事業が行われています。

産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、出産後、間もない時期の産婦に対する支援を強化することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制が整うと言えます。

岩出市では、産婦健康診査事業について、どのようにお考えでしょうか。

次に、新生児の聴覚検査についてですが、検査の結果、精密検査が必要となった場合は、精密検査の費用は公費負担されますか、お伺いいたします。そして、精密検査の結果、高度難聴であれば、6カ月までに補聴器をフィッティングし、軽度、中等度難聴であれば、1歳ころから補聴器の装用を進めるようですが、補聴器の公費負担は行われているのでしょうか、お伺いします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

早期虐待予防を考える意味でも、早期の母子に対するケアが必要ではないかというご質問であったかと思うんですけども、特に、議員がおっしゃられております産後鬱の問題に関しましては、特に、虐待につながるということで重要視をしておるところでございます。

産後はホルモンのバランスが崩れて、発症のリスクが高くなると。これに加えて、出産後というのは、育児の不安であるとか、子供ができたことによる生活環境の変化というのが作用しますので、発症のリスクが高くなるということを認識しております。

この産後鬱に関しましては、適切な処置、つまり早期に発見し治療すれば、回復は早くできるというふうに聞いております。我々としましても、先ほど申し上げましたように、新生児、出産された方の中で、産後鬱を発症している、あるいは発症のリスクが可能性がかなり高いという家庭に関しましては、出産直後から病院と連携をとりながら、訪問を行ったり、ケアをしておるところでございます。

それから、もう1点、聴覚検査の精密検査のほうの公費負担に関しての質問であります。先ほどの答弁で申し上げましたが、聴覚障害に関する生後3日以内の聴覚

検査、その後の何らかの異常と申しますか、発見されたときの精密検査のほうという面でということだったかと思うんですが、先ほど、聴覚検査と同じく、これに関しましても、さまざまな子育て支援、母子保健事業のバランスを考えながら進めていくこととしておりました、現在、補助制度は設けておりません。創設に関しても、現在のところ考えてはおりませんが、さまざまな面から総合的に支援は進めてまいりたいと考えております。

なお、補聴器の補助に関しましては、担当課長のほうから答弁させます。

以上です。

○吉本議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 ただいまの補聴器の補助に関してでございますが、補助率3分の1で設けてございます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 岩出市では、母子保健事業については、母子の健康保持増進、病気の予防や早期発見、乳幼児虐待予防など、妊婦出産期からの切れ目のない継続的な支援を行っているところでありますが、国からは、子育て世代包括支援センターを平成32年度末までに設置するようにと、努力義務が出ています。既に和歌山市と有田市では設置されています。また、近辺の市町村では、紀の川市、橋本市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町などが設置予定と伺っています。

岩出市の子育て世代包括支援センターについての考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再々質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターにつきましては、平成32年度末までに地域の実情等を踏まえながら設置するよう、昨年6月2日、国で閣議決定をされております。

市といたしましても、これを受け、設置に関して関係各課で、現在協議を行っておるところです。

以上です。

○吉本議長 これで、奥田富代子議員議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目、岩出市の防災についてです。

梅雨に入りましたが、しばらくは空梅雨で、二川ダムの貯水量が減り、4年ぶりに有田川の農業用水、工業用水の取水制限がされたと報道していました。そうかと思えば、短時間に記録的な大雨が観測されたり、近年は想定外の気象現象により被害が大きくなってきています。

1番目、岩出市全域における一時避難場所の安全確保はなされていますか、お聞かせください。

次に、今年の台風10号では、岩手県岩泉町の高齢者施設で入所者9人が犠牲になるという痛ましい報道がありました。岩泉町では、避難準備情報を発令していましたが、避難準備情報は一般住民には避難準備を、高齢者や障がい者に対しては、避難行動を始めるよう促す合図であるということを施設側に意味が浸透していなかったことにより避難の開始がおくれ、高齢者の犠牲が起きてしまいました。その後、この台風10号を教訓に、内閣府は、「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更し、全国の自治体に新名称を使うよう通知いたしました。

岩出市では、新名称を使用するようになっていきますか、高齢者施設などには周知されているのでしょうか、お聞かせください。

次に、災害備蓄食料品についてであります。

総合福祉センターやサンホール、各地区公民館に乾パン5,736個、クラッカー3,500食、アルファ米9,600食が備蓄されていると、3月議会の一般質問で回答されています。災害備蓄食料品は、一般的には3年から5年が賞味期限となっている場合が多いのですが、岩出市の災害備蓄食料品の賞味期限は把握されていますか。

毎日新聞が、去年、47都道府県と20政令都市にアンケートした結果、3割近い17自治体が賞味期限を迎える備蓄食品の引き取り手を見つけられず、廃棄処分していたことがわかりました。過去5年間の総廃棄量は全備蓄品の4分の1に当たる176万3,600食ということです。

食品ロス対策として、防災訓練に組み入れたり、フードバンクに寄附するなどが考えられますが、災害備蓄食品を扱う食品会社の中には、賞味期限が一定期間まで近づくと、自動で入れかえを行うサービスを提供している会社もあるそうです。入れかえられた災害備蓄食品は、廃棄するのではなく、食糧危機に見舞われている国や地域に寄附して、社会貢献につなげている事例もあるということです。

岩出市では、賞味期限が近づいた非常用食料品の扱いはどのようにされているのでしょうか。食品ロスを出さない工夫は行われていますか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告に従い、答弁をいたします。

ご質問の防災についての1点目、岩出市全域における一時避難所の安全確保はなされているかについて、お答えいたします。

一時避難所については、公民館を初めとする9カ所の公共施設を指定しております。これらの施設については、国土交通省が平成18年に告示した建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき耐震化を完了してとともに、避難者が安全に移動できるよう、入り口等におけるバリアフリー化も完了しております。

また、一時避難所としての使用時には、職員を派遣し、被災者の安否確認や避難所の開設等を行うこととしており、避難者の安全確保に努めます。

なお、平成25年6月に指定後、施設の不都合により指定を解除した施設もございますが、この施設については、現在、代替等検討しているところです。

次に、2点目、避難準備情報の名称変更について周知されているのかについて、お答えをいたします。

平成28年に発生した台風10号による水害において、議員先ほど申されておりましたけれども、東北地方の高齢者施設での避難準備情報に伴う避難行動が適切にとられなかったことを重く受けとめ、内閣府は、「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に改めました。市においても名称変更に伴い、災害発生もしくは災害の発生のおそれのある場合は、新たな名称で避難情報を発令します。

なお、市民への周知につきましては、名称が変更された際、新聞、テレビ等で大きく取り上げられました。市としましては、現在、市ウェブサイトの記事を掲載し、周知啓発を行っているところですが、今後、しばらく時間を置いて、広報紙、防災訓練等で周知啓発を行うこととしています。

次に、3点目の災害備蓄食料品の賞味期限と対策について、お答えいたします。

災害備蓄食料については、数量や賞味期限等を一元的に管理しており、食品ロス対策としましては、賞味期限が近いものについては、地域防災訓練などの訓練時に試食用で使用しており、また、自主防災組織での訓練の際も、申し出によりサンプルとしてお渡しをしています。

なお、新規購入分を各避難所等に搬入する際にも、既に備蓄しているものについて、賞味期限等の確認を行っているところです。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 先ほど答弁の中で少し、一時避難場所のことで言っていただきましたが、先日、船山地区の方と懇談する中で、このあたりの一時避難場所は、今まで船山地区公民館だったが、船山地区公民館は一時避難場所でなくなっただけではない。そうになったら、いざというときはどこへ避難すればいいのかという声がありました。具体的な対応策はどうなっていますか、お答えください。

それから、高齢者施設は、入居者及び利用者の生命を守るため、日ごろから災害対策に取り組むことは、社会福祉施設として重大な責任です。そのためにも施設の実情に応じた、誰が、誰を、どこへ、どのような方法でといった具体的な防災計画を定める必要があります。このことについて岩出市はどのように考え、高齢者施設に対してどう取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

また、施設に入所されず、地域でひとり暮らしをされている高齢者や支援を必要とされている方々の避難については、どのような対策をとっておられますか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 ただいまの再質問についてお答えをいたします。

船山地区の公民館の関係でございます。船山地区公民館につきましては、敷地内にクラックがあり、大規模な地震の場合、崩れる危険性があるため、昨年、避難所の指定を解除いたしました。地域の住民の方には、自治会等で定めた避難所、集会所等に一旦避難するなどしていただき、一番近い岩出小学校等避難所に避難していただくこととなります。

また、船戸・山崎地区の避難所につきましては、新たに建設するため、本年度において設計委託料を予算計上しております。

以上でございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再質問の後段につきまして、お答えいたします。

まず、高齢者施設のほうの関係でございます。介護サービス事業所等の運営基準あるいは老人ホーム設置運営指導指針等におきましては、従来より非常災害に関する具体的計画を定めることとなっておりますが、従前の計画に項目を追加、修正す



ることで、火災を初め水害、土砂災害、地震等さまざまな災害に対処できるように改善が求められています。

市としましては、市の指定事業者における計画の整備状況を把握し、利用者の安全を確保するため、災害に備えた適切な計画策定に向け、県と連携しながら指導、助言を行っておるところです。

それから、災害時の要支援者に対してどのような対策をとっていくのかという点に関しましてですが、高齢者に関しましては、年に1回、民生委員・児童委員による実態調査によりまして、市と民生委員・児童委員が、高齢者のひとり暮らしの方あるいは高齢者のみ世帯に関する情報共有を行うとともに、民生委員・児童委員の方々には日常の見守りをお願いしておるところです。

それから、これに加えて、災害時要援護者台帳の整備並びに関係機関への情報提供を実施し、さらに、現在、個別計画の作成に着手しております。計画の作成によりまして、災害時の支援体制の整備を進めておるところであります。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。